

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 諏訪市

令和8年7月公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.4%
全職員	85.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.2%
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	94.5%
本庁係長相当職	98.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.8%
31～35年	94.3%
26～30年	92.6%
21～25年	84.6%
16～20年	81.4%
11～15年	85.8%
6～10年	90.7%
1～5年	93.6%

【説明欄】

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 会計年度任用職員は含まない。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	21.1%

【説明欄】

* 管理的地位にある職員は、管理職手当が支給される部長級及び課長級としている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	30.0%
本庁課長相当職	17.9%
本庁課長補佐相当職	38.0%
本庁係長相当職	49.2%

【説明欄】

* 教育委員会等については、本庁部局とする。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和8年度
男性	－%
女性	－%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	－%	－%
1週間以上2週間未満	%	%	－%	－%
2週間以上1月以下	20.0%	%	－%	－%
1月超3月以下	40.0%	%	－%	－%
3月超6月以下	40.0%	%	－%	－%
6月超9月以下	%	%	－%	－%
9月超12月以下	%	10.0%	－%	－%
12月超24月以下	%	%	－%	－%
24月超	%	90.0%	—	—

【説明欄】

* 同一の子について同年度中に2回以上の育児休業を取得した場合は、休業期間の始期が同年度内にある育児休業の合計期間とする。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.6 時間／月
内部部局等以外	時間／月

【説明欄】

* 教育委員会等については、内部部局等として扱う。